

【研究報告】

本稿は、平成13年4月からハノイに駐在して法整備支援活動に従事しているJICA長期専門家柳原克哉検事の調査報告であり、ヴィエトナムの弁護士数の推移や新しい弁護士に関する法令の内容の詳細を解説するものである。丸山毅教官の論文と併せて参考とされたい。

平成14年2月25日

ヴィエトナムの弁護士制度について

在ハノイJICA長期専門家（検事） 柳原克哉

2001年7月25日、第10回国会常務委員会において、「弁護士に関するオーディナンス」が制定され、現在、ヴィエトナムにおける弁護士制度の整備が進められているところ、本報告書は、ヴィエトナム弁護士制度の現状を概観するべく、これをまとめたものである。

第1 弁護士制度沿革

フランス植民地時代、1930年までは、弁護士はフランス人に限定されていたため、ヴィエトナム人弁護士は認められていなかった。しかし、1930年、フランス植民政権は、ハノイとサイゴン（ホーチミン）に弁護士会を設立し、法学士資格を取得し、法律事務所で5年間研修したヴィエトナム人の法廷活動の参加を認める Ordinance を制定し、1930年代初頭、ヴィエトナム初の弁護士会が設置された。

1945年ヴィエトナム独立宣言後、ヴィエトナム民主共和国は、フランス植民地時代に設置された弁護士会について、新政権の方針に適合しない活動を排除して、その存続を認めることとした（1945/10/10 Decree46）。当時の弁護士会が果たしていた最大の役割は、刑事事件での被告人の弁護権を保障することであった。しかし、当時、弁護士の法廷活動は、省級裁判所と上級裁判所（最高裁判所）のそれに限定されていた上、弁護士会は全国数か所にしか設置されていなかったため、限定期的な活動しかなされていなかった。

そして、その後フランスとのインドシナ戦争によって、1951年、弁護士会は、その活動を一時休止することとなった。

これまでの間、ヴィエトナムでは、フランス植民地時代からの弁護士はわずかしかいなかった上、新世代の弁護士はまだ育っていなかったため、ヴィエトナムでは、弁護士不在の時代であった。そこで、その事態に対応するため、様々な制度が制定された。

まずは、1945年10月22日付 Decree217 が制定され、刑事事件において、一定の手続と条件下で、裁判官を弁護人として活動させる制度が制定された。

また、さらに、1946年6月18日付 Decree69において、通常の裁判所と刑事事件あるいは軽犯罪事件の審理のために設置された特別裁判所における裁判では、弁護士以外の者を弁護人として選任できるようにした。

また、こうした制度を機能させるため、司法省は、1950年1月12日付 Decree1で、すべての省の行政委員会と裁判所長に、当該地域内で法廷弁護人となる適格性を有し、その意思ある者のリストを作成させたのである。

さらに、司法省は、1957年8月29日付 Circular101で、大衆組織のメンバーが刑事裁判その他の司法手続の対象となった場合に、当該メンバーを弁護し補助するメンバーを大衆組織の中から選任する「人民弁護人」制度を制定した。

こうして弁護士不足の現状に対処すると共に、その一方で弁護士組織の拡充が徐々に図られていった。

1954年、ディエンビエンフーの戦い、ジュネーブ協定を経て、ヴィエトナムは、17度線で南北分断され、北部ヴィエトナムは、ヴィエトナム民主共和国が統治することとなった。そして、同政権下で、一時休止していた弁護士会が活動を再開した。当初、活動が再開された従前からの弁護士会は、ハノイの弁護士会のみであったが、1975年以降、ハイフォン、ハノイ、ホーチミンなどの多くの主要都市で新たに弁護士会が設立された。同弁護士会には、従前からの弁護士資格を持った弁護士と、裁判所のリストに弁護人適格者として記載されていた者が所属した。

そして、弁護活動の更なる充実と、国家全土での弁護士組織のネットワーク化を進めるために、司法省は、1983年10月31日付 Circular691を制定して、弁護人になろうとする者に、高い倫理観と必要な法的知識を求めることとし、さらに、省級の司法局の管理監督のもと、全国各地の省と直轄市に弁護士会の設置を進めていった。その結果、1987年末までに、全国30省に弁護士会が設置され、合計400名近くが所属するまでに拡大していった。

さらに、1986年第6回共産党大会において、ドイモイ政策が採用されたことで、弁護士制度が大きく変革することになる。

ドイモイ政策の採択で、民主主義を拡大し、社会主義に基づく法律の強化、法律による国家の統治などの指針が示され、これに基づいて、刑法、刑事訴訟法などの法律が制定され、さらに弁護士の役割の重要性が認識され、その結果、1987年、国会常務委員会によって、弁護士会に関する Ordinance が新たに制定された。

同 Ordinance は、弁護活動の強化を目的として制定されたもので、7章25条から成っている。

その後、徐々に、右 Ordinance に従い、全国各地での弁護士会の設置が進められ、1987年の時点では、弁護士会は、全国57省4直轄市のうち30省（又は直轄市）に設置され、2000年7月時点では、61省（又は直轄市）全てに、弁護士会が設置されている。

そして、更に弁護士制度を整備するため、2001年、弁護士に関する Ordinance が新

たに制定施行された。

第2 弁護士制度の現状

2001年時点で、全国で、下記統計記載のように合計1,471名の弁護士が弁護士会に所属して活動している。そのうち、パートタイムで弁護士活動をしている公務員が552名いる。ヴィエトナムにおける弁護士の人口比では、ヴィエトナム人約5,200名に1名の弁護士がいる割合になっている。

全国の弁護士会のうち最大の弁護士会は、ホーチミン弁護士会である。ホーチミン弁護士会には、弁護士が300人以上所属している。また、2000年時点で、ハノイ弁護士会には、約75名の弁護士が所属している。2000年の時点で、最小の弁護士会は、所属弁護士が2名しかいない弁護士会で、ホアビン省、チャビン省弁護士会などである。

弁護士会は、支所を設置することが可能であるところ、1999年1月時点で、全国に47支所が設置されている。そのうち、30支所はホーチミンに設置されている。

また、ヴィエトナムでは、弁護士ではないものの、法廷活動以外の法律業務を行っているLuat daと呼ばれる法律家がいるほか、法学士を取得して、法律コンサルタントとして法律業務を行っているものがいる。

なお、過去10年間の弁護士の人数の推移は以下のとおりである。

年	弁護士数 (パートタイム弁護士)	LLB	LLBに準じる資格
1989	186 (85)	110	76
1990	322 (143)	178	144
1991	369 (143)	221	158
1992	484 (185)	281	203
1993	551 (219)	318	233
1994	570 (230)	335	235
1995	668 (245)	389	279
1996	727 (274)	419	308
1998	992 (397)	714	278
2000(July)	1471 (552)	1253	218

第3 「弁護士に関する Ordinance」概観

2001年7月25日、国会常務委員会で、「弁護士に関する Ordinance」が可決制定された。同 Ordinance は、8章45条から成る。内訳は、第1章1条から3条までに「総則」を規定し、第2章第4条から16条までは「法律専門家として活動するための条件」を規定し、第3章第17条から26条までに「法律事務所・法律合名会社」について規定し、第4章第27条から31条までは「弁護士報酬」、第5章第32条から36条までは「弁護士会」、第6章第37条から38条までは「法律事務所・法律合名会社と弁護士活動に対する国家管理」について規定し、第7章第39条から41条までは「規律違反

の処理」について、第8章第42条から45条までは「施行規定」についてそれぞれ規定している。

また、2001年12月2日、同Ordinance施行のためのDecreeが制定されているところ、同Decreeは、8章43条から成る。同Decreeの構成は、右Ordinanceとほぼ同様で、内訳は、第1章第1条から第3条が「総則」、第2章第4条から7条が「法律専門家として活動するための条件」、第3章第8条から24条までは「法律事務所・法律合名会社」、第4章第25条から27条までは「弁護士報酬」、第5章第28条から32条までは「弁護士会」、第6章第33条から34条までは「法律事務所・法律合名会社と弁護士活動に対する国家管理」、第7章第35条から39条までは「規律違反の処理」、第8章第40条から43条までは「施行規定」についてそれぞれ規定している。

第4 弁護士

1 弁護士とは

弁護士とは、弁護士に関するOrdinanceに規定された弁護士活動を行うためのすべての条件を充足し、依頼者の依頼に応じて、その法的権利と利益を保護するために、司法手続に参加し、法律相談その他のリーガルサービスを行う者をいう(弁護士に関するOrdinance 1条1項(以下、弁護士に関するOrdinanceの条文は、単に条文のみを記載する。))。

弁護士は、その活動を通じて、正義、社会の公平、社会主義立法の維持に貢献することが期待され、弁護士として活動するにあたっては、①法律を遵守し、②弁護士倫理規定を遵守し、③誠実であること、客観的真実を尊重し、④活動について法の下で責任を持つことが求められている。

弁護士の権利・義務・業務・禁止行為については、以下の2~4のように本Ordinanceで規定されている。

2 弁護士の権利

弁護士は、

- (1) 弁護士として活動する分野を決めること*
 - (2) 法律事務所・法律合名会社を設立すること
 - (3) 法律事務所・法律合名会社との契約に基づいて、弁護士としての業務を遂行すること
 - (4) 司法手続に参加すること
 - (5) その他法律で認められた権利を遂行すること
- ができる。

* 弁護士は、下記4記載の業務から自己が行うことができる業務を選択することができ、選択した分野のみを弁護士として行うことができる。もちろん、その全てを選択することも可能である。その趣旨は必ずしも明確でないが(刑事事件の司法手続への参加を業務としなければ、いわゆる刑事事件の国選弁護人に指名された場合にこれを受諾する義務を回避できるという程度の意味は

あるかもしれない。), 法律で個別の弁護士ごとに業務の範囲を法律で規定してしまうことは, 表見代理の制度が整備されていないヴィエトナムにおいては, 弁護士が権限外の行為をした場合の依頼者の保護の点で問題が生ずるのではないかと危惧される。

3 弁護士の義務

弁護士は

- (1) 弁護士活動における遵守原則を遵守すること
 - (2) 依頼者の法的権利利益を保護するため, 正しい法的手段を講じること
 - (3) 所属する法律事務所の割当てに従い, 司法手続機関からの要請に応じて, 司法手続に参加すること
 - (4) その他法律で規定されている義務に従うこと
- がその義務とされる (15条1項2項)。

4 弁護士の業務

また, 弁護士は, 業務として

- (1) 刑事事件において, 被疑者・被告人^{*} の弁護人として, あるいは, 被害者, 民事原告, 民事被告, 利害関係者の権利保護者として, 司法手続に参加すること
 - (2) 民事, 経済, 労働, 行政事件において, 当事者の法的権利と利益の代理人あるいは権利保護者として, 司法手続に参加すること
 - (3) 紛争解決の仲裁人として, 司法手続に参加すること
 - (4) 依頼に応じて, 法律相談すること
 - (5) 依頼に応じて, 契約書, 申請書を起案すること
 - (6) 依頼人の代理人として法律事務を遂行すること
 - (7) その他法律で規定されたリーガルサービスを提供すること
- ができるとされている。

※ 英語版の官報では, defendants と convicts と規定されていたが, ヴィエトナム語版では, 被疑者, 被告人の意味に近い bi can, bi cao と記載されていたので, それによった。

5 禁止行為

弁護士として,

- (1) 同一事件で利益の相反する被疑者, 被告人の弁護, 関係者の権利保護をすること
 - (2) 嘘の証拠を提出すること, 被疑者, 被告人又は関係者をして, 虚偽の供述, 不合理な告訴, 訴訟, 弹劾をさせること
 - (3) 弁護士としての活動を通じて知悉した事件, 依頼人の情報を漏らすこと (ただし, 依頼人の同意がある場合, 弁護士倫理上, 法律によって認められる場合を除く。)
 - (4) 依頼者に迷惑行為をすること
 - (5) 合意のあった報酬と費用以外の金員, あるいは物質的利益を依頼者から受け取ること
 - (6) その他法律で禁止されている行為をすること
- は禁止されている。

第5 弁護士の資格

1 弁護士資格の取得要件

ヴィエトナム人が、ヴィエトナムで弁護士として活動するためには、基本的には、①法学士資格を取得すること、②弁護士修習を終了すること、③弁護士会に所属すること、④研修弁護士として研修することが必要である。また、研修弁護士終了後実施される試験に合格する必要がある。

この点、弁護士に関する Ordinance は、弁護士として活動するためには、①弁護士会に所属すること、②弁護士資格を取得することが必要である旨規定した上で（7条）、弁護士会に所属するための要件として、法学士の資格と弁護士修習の履修を要求し、また、弁護士資格の取得要件として、研修弁護士として研修することを規定している。

2 弁護士修習について

弁護士修習の所管機関は、司法省である。司法省は、司法修習の内容、形式、計画等について規定しなければならないとされる（弁護士に関する Ordinance 施行のための Decree 4 条（以下、単に Decree と称する。））。

弁護士修習の期間は、6か月間である（Decree 4 条）。

現在、弁護士修習を実際に行っているのは、司法省下にある法曹養成学校* である。

2002年2月時点では、同学校において、第2期の弁護士修習が行われているが、現在は制度の移行期であるため、修習は4か月間の短期修習である上、現在の参加者には、大学卒業者（法学士取得者）のみならず、既に弁護士会に所属している研修弁護士、あるいは正規の弁護士の参加が認められている。

* 法曹養成学校は1998年に設立され、現在、裁判官、弁護士、公証人、執行官等の養成訓練を行っている。

3 弁護士会所属の手続と要件

弁護士会に所属するためには、居住地域の弁護士会の運営委員会に、弁護士会加入を申請しなければならない（10条1項）。

申請があれば、弁護士会の運営委員会は、弁護士会加入申請から30日以内に、申請を受理するか否か決定しなければならない（10条2項）。右申請の際の必要書類は、①履歴書、②学位証書の写し、③弁護士修習修了証書又は弁護士修習免除資格者証明書、④前科記録、⑤居住地証明書類である（10条1項）。同運営委員会が申請受理を拒否する場合には、文書で理由を通知しなければならない。弁護士会加入申請者は、不服申立てをすることできる（10条2項、41条2項）。

弁護士会に所属するためには、

- (1) ヴィエトナムに永住するヴィエトナム市民であること
- (2) 法学士であること
- (3) ヴィエトナム国内、あるいは、ヴィエトナム法で認められた外国の弁護士研修を終了していること
- (4) 高い倫理観を有すること

が必要であるとされ（8条），

- (1) 公務員*
- (2) 公務員を罷免され，罷免日から3年間が経過していない者
- (3) 刑事裁判中であるか，有罪を宣告され，いまだ前科記録が抹消されていない者
- (4) 行政監察下にある者
- (5) 民事行為能力が喪失または制限されている者

は，弁護士会には所属できないと規定されている（8条1項，2項）。

* 公務員が弁護士として活動することは認められない。これまで，公務員が，パートタイム弁護士として弁護士活動することが認められていたが，今後，3年間の猶予期間はあるものの，以後は，パートタイム弁護士は禁止されるようである。

なお，右条件のうち，(3)弁護士修習の受講に関しては

- (1) 大学教授，助教授，法学博士
 - (2) 裁判官，検察官として5年以上勤務した者
 - (3) 上級検査官，上級法律専門家，上級法律調査員として勤務した者
- は，受講義務が免除される（9条）。

また，弁護士は，所属している弁護士会の運営委員会から，会員証が交付される（Decree 29条4項）。

4 弁護士資格取得手続と要件

- (1) 弁護士会への加入を許可された者が，弁護士資格を取得するためには，①研修弁護士として2年間の研修を終了した上で（11条1項），③弁護士としての能力を判断するための試験を受験，合格することが必要である（11条4項）。

右試験に合格した者については，弁護士会運営委員会から司法省に，弁護士資格授与が推薦され（13条1項），司法省から同資格を授与されれば，弁護士となることができる。

司法省は，弁護士会の運営委員会から，弁護士資格授与の推薦があれば，30日以内に，資格を授与するか否か決定しなければならない。司法省が弁護士資格を授与しない旨決定した場合には，その理由を文書で通知しなければならない。資格授与を拒否された者は，不服申立てをすることができる（13条3項，41条2項）。なお，司法省に弁護士資格授与を推薦する際には，①弁護士資格申請書，②履歴書，③前科記録，④学位証書の写し，⑤弁護士修習修了証書又は弁護士修習免除資格者証明書，⑥研修弁護士の法律家としての能力と倫理観についての指導弁護士の意見と所属する法律事務所の登録証（研修が免除される場合は不要），⑦卒業試験結果（研修が免除される場合は不要），⑧弁護士会の運営委員会の資格授与推薦書が必要である（13条2項）。

(2) 研修弁護士制度について

弁護士資格を取得するためには，原則として，研修弁護士として2年間の研修期間を経なければならない。

弁護士会の運営委員会は，研修弁護士を法律事務所に紹介し，同事務所は，研修弁

護士の研修結果を指導し、監督して評価する指導弁護士を任命しなければならない。

弁護士は、所属する法律事務所による割当てに従って、研修弁護士の指導をしなければならない。指導弁護士は、研修弁護士の研修弁護士として行なった活動に責任を負わなければならない。弁護士は、同時に最大3名の研修弁護士の指導弁護士となることができる。

① 研修弁護士の業務

研修弁護士は、指導弁護士に割当てられた業務のみをすることができる（11条3項）。

研修弁護士は、指導弁護士の指導の下、原則として、正規の弁護士と同様に弁護士として活動できるものの、以下のように、その活動には一定の制限が加えられている（15条3項）。研修弁護士がすることができない行為は、

- a) 法律事務所（又は法律合名会社）を設立すること
- b) 法律相談文書に署名すること
- c) 省級裁判所（又は同等の軍事裁判所）、最高人民裁判所の管轄下にある事件の司法手続に参加すること
- d) 指導弁護士の割当て、又は依頼者の同意なくして、県級裁判所の管轄下にある事件の訴訟手続に参加すること

である。県級裁判所管轄下の事件について、事件記録を精査し、被告人、関係者と面談する、あるいは、法律相談をするためには、依頼者の同意を得て、指導弁護士の割当てを受ける必要がある。

また、研修弁護士は、弁護士会会員としての権利義務については、原則として、弁護士会の会員と同様の権利義務が認められるものの、弁護士会運営委員会、褒賞綱紀委員会の選挙権、被選挙権そして、弁護士会業務についての投票権は有しない（34条2項）。

(3) 研修弁護士終了試験について

同試験の実施主体は、司法省である（Decree 6条）。

試験委員会は、弁護士、司法省の代表、関係国家機関、弁護士業務を知悉している法律専門家の組織^{*}によって構成される。

※ 現在のところ、研修試験は実施されていないため定かではないが、例えば、弁護士会、法律事務所などが考えられると思われる。

試験に不合格であった者は、最大2回、研修期間を延長できる。延長期間は、6か月から1年間の間である。2回目の延長で、なお試験に合格できない場合には、研修弁護士を辞めなければならない。

(4) 研修弁護士の免除

なお、一定の者については、研修弁護士としての研修期間が減免される。裁判官、検察官としての勤務経験が5年以上10年以下の者は、研修弁護士としての研修期間が、半分（1年）に短縮され、10年を超える勤務経験を有する者は、右研修が免除

される。また、法律専門家、法律調査官、法律関係の講師、Verifier（裁判所の職員で、裁判官の補助のため、記録の調査等を行う者）のようである。）、捜査官、公証人、執行官、又は検査官として、10年から15年までの勤務経験を有する者は、右研修期間が半分（1年）に短縮され、15年以上の勤務経験を有する者は、右研修が免除される（12条）。

第6 法律事務所と法律合名会社

1 弁護士に関する Ordinance は、弁護士活動の拠点として、①法律事務所と②法律合名会社^{*}を規定している。弁護士は、法律事務所か法律合名会社に所属しなければならず、いずれの事務所で弁護士活動をするかを選択しなければならない（17条）。弁護士は、複数の事務所に所属することはできない（Decree 8条）。

※ ヴィエトナム語では、cong ty luat hop danh であるところ、hop danh は、合名を意味すると思われるので、法律合名会社と訳した。

法律事務所・法律合名会社は、原則として、所属する弁護士会のある地域になければならない。複数の弁護士会に所属する弁護士が共同で事務所・会社を設立する時は、そのいずれかの弁護士会のある地域で設立することができる。

2 法律事務所と法律合名会社

(1) 法律事務所と法律合名会社の違い

法律事務所と法律合名会社の主な違いは、以下の3点である。

- ① 法律事務所は、a) 司法手続の参加（法廷活動）と b) リーガルコンサルタント業務ができるものの、法律合名会社は、b) リーガルコンサルタント業務はできるものの、a) 司法手続への参加（法廷活動）はできない。
- ② 法律事務所は、会社ではないため企業法の適用は受けないが、法律合名会社は、企業法の適用を受ける。
- ③ 法律事務所では、1名の弁護士による事務所が認められるが、法律合名会社は複数の弁護士によることが必要である。

現在のところ、複数弁護士による法律事務所と法律合名会社との間で、後者が司法手続に参加できないことを除けば、ほとんど実質的な差異はない^{*}。

※ 法律合名会社には、企業法が適用されるので、その面で、法律事務所とは若干の差異が生じている。司法省関係者の話によれば、具体的には、現在、外国人弁護士雇用のための法規範文書が整備されていないため、法律事務所では外国人弁護士を雇用することができない。しかし、法律合名会社では、企業法の範囲内で外国人である弁護士を雇用する道が開けている。この点が現下の最大の相違点の一つである。現在、右法規範文書を草案作業中であるところ、法律事務所に外国人弁護士の雇用を認めるか否かは、司法省内部で議論があるとの由である。なお、Decree では、特に差異は設けられておらず、法律事務所にも外国人弁護士雇用を認めるかのような規定がなされている（後記8参照）。また、法律合名会社には、法律事務所で認めていないようなビジネス活動を認めることで違いを生じさせようとの考えもあるようである。また、税制面に関しては、現在、

司法省と財務省で、法律事務所と法律合名会社の税制についての法規範文書を起草中であるが、現在の方向性としては、法律事務所と法律合名会社とで税制面で特に差異は設けない予定とのことで、税制面でのメリットは特にないようである。

(2) 法律事務所

法律事務所は、一名又は複数の弁護士によって設立される。

一名の弁護士によって設立された場合、当該弁護士は、事務所長として、事務所の債務に対して無限責任を負う。

複数の弁護士によって設立された場合、各メンバー弁護士は、法律上の事務所の代表である事務所長との間で雇用契約を締結する。各メンバー弁護士は、事務所の債務に対して、共同で無限責任を負う（18条）。

法律事務所は、司法手続におけるリーガルサービス（法廷活動）、法律相談その他のリーガルサービスを提供することができる。

法律事務所の名称は、所属する弁護士が決めることができるが、その名称に「法律事務所」を含めなければならない。また、既に登録されている法律事務所名と同じ名称ではなく、混乱が生じないような名称にしなければならない。歴史的、文化的、道徳的伝統、慣習、国家の慣例に違反した名称は禁止される。

なお、法律事務所設立の契約書には、後記3記載の法律合名会社の定款記載事項と同内容の記載を含むことが必要とされる。

(3) 法律合名会社

法律合名会社は、事務所の債務に対して共同無限責任を負う2名以上の弁護士によって設立される。共同法律事務所は、パートナー弁護士のみで構成される。

法律合名会社の設立、組織、管理、運営について、弁護士に関する Ordinance に規定がないものについては企業法の規定が適用される。

法律合名会社は、法律相談その他のリーガルサービスを提供できるが、司法手続におけるリーガルサービスは提供できない。

法律合名会社の名称は、各弁護士の合意で決めることができるが、その名称に「法律合名会社」を含めなければならない。また、既に登録されている法律事務所名と同じ名称を使用することはできない。混乱が生じないような名称にしなければならない。歴史的、文化的、道徳的伝統、慣習、国家の慣例に違反した名称は禁止される。

法律合名会社が作成する定款には、以下の内容が含まれる。なお、定款は全てのパートナー弁護士が署名する事が必要である。

- ① 名称、本店事務所の住所
- ② 活動分野
- ③ パートナー弁護士の名前と住所
- ④ 各パートナー弁護士の出資内容
- ⑤ パートナー弁護士の加入・脱退の条件と手続
- ⑥ 組織、運営、業務執行図

- ⑦ 決定、通達の採択手続、会社内部での紛争解決方法
- ⑧ 利益の分配方法とパートナー弁護士の責務
- ⑨ 営業を休止・終了する場合、財産清算手続
- ⑩ 定款の追加・改正手続

3 法律事務所・法律合名会社の権利義務

(1) 法律事務所・法律合名会社の権能

法律事務所・法律合名会社は、以下の権能を有する。

- ① 営業登録証明書に記載された範囲でリーガルサービスを提供すること*
- ② 依頼者から報酬を受け取ること
- ③ ヴィエトナム人法律家と職員を雇用すること
- ④ ヴィエトナムにおける外国人弁護士の活動に関する法律の下、外国人弁護士を雇用するあるいは、外国の法律事務所と協力すること*
- ⑤ 国内に支店を設置すること
- ⑥ 政府の規則の下、外国支店を開設すること
- ⑦ 法律で規定されたその他権能を行うこと

* 法律事務所・法律合名会社と依頼者とのリーガルサービス契約は、民事契約である。契約は文書でなされなければならない上、以下の内容を含んだものでなければならない。

- a) 依頼者又はその代表者、法律事務所・法律合名会社の名称と住所
- b) サービスの内容、契約実行機関
- c) 当事者の権利義務
- d) 報酬・費用の算出方法、あるのであれば特別な追加費用
- e) 契約違反の際の責任

なお、当事者のいずれかが希望すれば、契約は公証されなければならない。

* 外国弁護士の雇用について

法律事務所・法律合名会社は、ヴィエトナムで弁護士活動資格を有している弁護士を雇用することができます。なお、外国人弁護士の弁護士活動資格の授与については、ヴィエトナムにおける外国人弁護士活動についての法規（現在起草作業中である）の規定による。

法律事務所・法律合名会社は、外国人雇用契約後7日以内に、契約書を添えて、本店事務所所在の司法局にその旨通知しなければならない。また、雇用契約が終了した場合、7日以内に、その旨同様に司法局に通知しなければならない（Decree 15条）。

(2) 法律事務所・法律合名会社の責務

法律事務所・法律合名会社は、以下の責務を有する。

- ① 登録証明書に規定された範囲内で業務を行うこと
- ② 依頼者との契約内容を厳に遵守すること
- ③ 所属弁護士が、法律相談その他のリーガルサービスの際に依頼者に与えた損害を賠償すること
- ④ 所属弁護士のための弁護士保険*を購入すること

- ⑤ 料金表を本店事務所に掲示すること
- ⑥ 労働、税金、会計、統計に関する規定を遵守すること
- ⑦ 弁護士会の運営委員会の要請に応じて、研修弁護士を受け入れ、弁護士に指導されること
- ⑧ 報告、調査、検査に関して、権限ある国家機関の要請に応えること
- ⑨ その他法律で規定された義務を遂行すること

※ 弁護士保険は現在準備中で、現在のところ存在していない。

また、これに加えて、法律事務所は、弁護士会の割当てに従い、司法手続機関の要請に応じて、弁護士を司法手続に参加させる責務がある。

また、法律事務所・法律合名会社は、司法局に対して、業務と組織の状況について、年次報告と半期報告をしなければならない（Decree 10条11項）。

4 法律事務所・法律合名会社の開設

(1) 法律事務所・法律合名会社の開設手続

法律事務所・法律合名会社を開設するには、本店事務所のある地域の省又は市の司法局に業務登録しなければならない。登録申請書類は、①登録申請書、②設立契約書（法律事務所）、又は憲章（法律合名会社）、③出資弁護士の一覧表、④弁護士の弁護士資格証書の写し、⑤事務所証明書類*である。登録申請書には、名称、本店事務所の住所、出資弁護士の名前と住所、代表者の名前と住所、活動分野が含まれていることが必要である。

※ 賃貸借契約書その他の書類と思われる。

司法局は、申請に修正すべき間違いがあれば、申請を受理してから、7日以内にその旨文書で通知しなければならない。また、申請を受理してから15日以内に、申請の可否について決定し、許可する場合は業務登録証明書を発布しなければならない。申請を拒否する場合は、文書で理由を通知しなければならない。その場合、申請者は、司法局に不服申立てをすることができる（20条2項、41条）。

業務登録に際しては、会社の商業登記費と同額の登録費を支払わなければならない。

業務登録証明書は2通作成され、1通は、法律事務所・法律合名会社に交付され、1通は、司法局が保管する。

業務登録証明書には、①名称と本店の住所、②活動分野、③代表者の名前、④パートナー弁護士の名前と住所が記載される。

法律事務所・法律合名会社は、登録証明書が交付された日から業務を開始することができる。

法律事務所・法律合名会社は、業務登録がなされれば、所属する弁護士会にその旨通知しなければならない。

法律事務所の名称、本店事務所、活動分野、所属弁護士のリストに変更がある場合には、法律事務所・法律合名会社は、変更の10日前までに、登録地の司法局に文書で通知しなければならない（20条、Decree 12条）。司法局は、通知書受領後7日以

内に、変更の適否を決しなければならない。変更拒否の場合には、文書で通知しなければならない。法律事務所・法律合名会社は、変更後7日以内に、その旨本店事務所所在の弁護士会に通知しなければならない。

法律事務所・法律合名会社は、業務登録証明書が交付されてから30日以内に、全国日刊新聞、登録地の地方新聞又は、専門誌である法律新聞に、3日間連続して、①名称と本店事務所の住所、②活動分野、③弁護士又は出資弁護士のリスト、④法律上の代表者である弁護士の名前、⑤登録番号、登録証発行機関、登録日を掲示しなければならない。

(2) 支店の開設

法律事務所・法律合名会社は、本店事務所所在の省・直轄市の内外で支店を開設することができる。支店は、本店の営業登録許可証で許可された業務の範囲内の業務をすることができる。法律事務所・法律合名会社は、支店の業務について責任を負わなければならない。

支店の代表者は、支店常勤の弁護士でなければならない（Decree 13条1項）。

支店は、支店が所在する地域の省又は市の司法局に業務登録をしなければならない。業務登録の際の申請書類は、①支店開設申請書、②法律事務所・法律合名会社の登録許可証の写し、③支店開設決定、④支店長の弁護士資格証明書の写し、⑤支店事務所証明書類である。

司法局は、申請を受理してから10日以内に、申請の可否について決定し、許可する場合は業務登録証明書を発布しなければならない。申請を拒否する場合は、文書で理由を通知しなければならない。その場合、申請者は、不服申立てをすることができる（24条2項、41条）。

業務登録に際しては、会社の支店商業登記費と同額の登録費を支払わなければならない。

支店は、業務登録証明書が交付されてから30日以内に、全国日刊新聞、登録地の地方新聞又は、専門誌である法律新聞に、3日間連続して、設立について掲示しなければならない。

法律事務所・法律合名会社は、本店事務所所在地域以外の省・直轄市に支店を開設した場合、支店業務登録証交付後、7日以内に、本店事務所所在の司法局に、支店の所在地について通知しなければならない。

(3) 外国支店の設置（Decree 20条）

① 法律事務所・法律合名会社は、以下の条件を満たした場合、外国支店を設立することができる。

- a) 設立後3年以上経過していること
- b) 過去2年間、軌道に乗った営業がされていること
- c) 過去3年間、行政罰を課されていないこと

営業は、ヴィエトナムでの登録内容と当該外国で認められた活動の範囲内での活

動が認められる。

② 設置手続

法律事務所・法律合名会社は、①登録証の写し、②過去2年間の営業状態と財務状態に関する報告書を添えて、設置許可を司法省に申請しなければならない。

司法省は、申請受理後30日以内に、申請の可否について決定しなければならない。申請を拒否する場合、理由を文書で通知しなければならない。その場合、申請者は、決定について不服申立てをすることができる。

法律事務所・法律合名会社は、設立に関する当該国の権限機関の許可後、15日以内に、司法省、本店事務所所在の司法局、税務局、弁護士会にその旨通知しなければならない。

また、営業を終了する場合、法律事務所・法律合名会社は、営業終了後7日以内に、司法省、本店事務所所在の司法局、税務局、弁護士会に文書でその旨通知しなければならない。

5 営業登録の無効、営業の一時休止、終了

法律事務所・法律合名会社とその支店は、①自ら営業を終了したとき、②登録証明書が失効したときに、その操業を終了するほか、営業を一時休止することができる。

(1) 営業登録の失効

法律事務所・法律合名会社、その支店に交付された営業登録は、以下の場合失効する。

① 営業登録後、支店登録証交付後1年間営業しなかった場合、一時中止手続を経ることなく営業を1年以上しなかった場合

② 2年連続で、定期報告をしなかった場合

法律事務所・法律合名会社は、登録証失効後60日以内に、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない。また、弁護士、職員と労働契約の終了手続を完了させ、依頼者とのリーガルサービス契約を完了させなければならぬ。リーガルサービス契約を完了できない場合には、依頼者との間で処置について合意を得なければならない。依頼者が合意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる（Decree 18条3項）。

無効となる場合、所管司法局は、登録証無効後7日以内に、登録弁護士会と当該地域の税務局に通知しなければならない。

また、法律事務所・法律合名会社は、登録証無効後30日以内に、中央又は地方の日刊紙又は法律新聞に3日連続、営業の終了を広告しなければならない。

(2) 営業の一時休止

法律事務所・法律合名会社は、その営業を一時休止することができる。一時休止の範囲は、2年間を超えることができない。

一時休止のためには、法律事務所・法律合名会社は、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない上、弁護士、職員と労働契約上の問題について

合意を得なければならない。また、未了である依頼者とのリーガルサービス契約に関しては、依頼者との間で処置について合意を得なければならない。依頼者が合意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる。

法律事務所・法律合名会社が一時中止されれば、支店の営業は、自動的に一時中止される。

法律事務所・法律合名会社は、営業の一時休止の15日前までに、登録地域の司法局に文書で通知しなければならない。法律事務所・法律合名会社は、司法局の承認を得た日から、営業を一時休止することができる。法律事務所・法律合名会社は、右承認後7日以内に、登録している弁護士会と税務局に文書で通知しなければならない。

なお、一時休止通知には、①法律事務所・法律合名会社の名称、②登録証番号、発行日、③本店事務所所在地、④一時休止期間（一時休止の始期・終了日）、⑤一時休止の理由、⑥債務決済、依頼者とのリーガルサービス契約の清算、弁護士・職員との労働契約の清算についての報告を含まなければならない。

営業を再開する場合には、15日前までに、弁護士会、司法局、税務局に文書での旨通知しなければならない。

(3) 営業の終了

営業の終了までに、法律事務所・法律合名会社は、未払い債務全額、履行期の到来した債務を支払わなければならない上、弁護士、職員と労働契約の終了手続を完了させ、また、依頼者とのリーガルサービス契約を完了させなければならない。

依頼者とのリーガルサービス契約を完了できない場合、その履行について依頼者の合意を得なければならない。依頼者が同意すれば、他の法律事務所・法律合名会社に引き継ぐことができる。

営業を終了する場合、30日前までに、所管司法局と登録弁護士会に文書で通知するとともに、3日間連続で、中央又は地方の日刊紙又は法律新聞に広告しなければならない。

(4) 支店の営業終了

支店は、

- ① 法律事務所・法律合名会社が、営業登録の失効、営業の終了によって、その営業を終了した時
- ② 法律事務所・法律合名会社が、営業の終了を決定した場合
- ③ 支店の登録許可証が失効した場合

に営業を終了する。

法律事務所・法律合名会社は、支店の営業を終了させる場合、当該終了に関連した事柄を処理しなければならない。

6 法律事務所・法律合名会社の整理統合・合併

整理統合と合併の違いは、整理統合が新規事務所を設立し、既存の事務所が廃止されるのに対して、合併は、吸収先の既存の事務所が残ることにある。

(1) 整理統合

複数の法律事務所は、整理統合して新しい法律事務所・法律合名会社を設立することができる。

複数の法律合名会社は、同様に、整理統合して、法律合名会社を設立することができる。

法律事務所を整理統合するには、①法律事務所の整理統合契約書と新規法律事務所設立契約書を作成し、②新規事務所の登録手続を行うことが必要である。

整理統合契約書には、整理統合手続、条件、雇用計画、財産移転の期限、手続、条件、整理統合効力発生期限について含まれなければならない。

採択の日から15日以内に、整理統合契約書は、全ての債権者に送付されなければならないほか、雇用者に通知されなければならない。

新規法律事務所設立契約書は、全ての新規事務所のメンバーの署名が必要であるほか、Decree 9条記載の法律事務所設立契約書の必要的記載事項を網羅していなければならない。

新規事務所の登録手続は、通常の事務所設立と同様であるが、申請書類に整理統合契約書を添付することが必要である。

新規登録証が交付された時点で、旧事務所は営業を終了する。新法律事務所は、旧事務所の未払い債務、未了のリーガルサービス契約、既に締結されている雇用契約その他の義務を引き継ぐ。

(2) 吸収合併

法律事務所・法律合名会社は、法律事務所・法律合名会社と合併することができる。

法律事務所の合併には、合併契約を締結する必要がある。合併契約には、雇用計画、財産移転の期限、手続、条件、合併効力発生期限を含まなければならない。

合併する法律事務所・法律合名会社は、新たに登録する必要はなく、既に交付されている登録証の内容を変更すればよい。変更申請手続は、通常の登録変更手続に従つて行われるが、変更申請書類には、合併契約書が含まれる。

法律事務所・法律合名会社は、吸収した法律事務所・法律合名会社の未払い債務、未了のリーガルサービス契約、既に締結されている雇用契約その他の義務を引き継ぐ。

第7 弁護士報酬と弁護士費用について

1 報酬について

法律事務所・法律合名会社は、リーガルサービスの提供の対価として、会計法の規定に基づいて、依頼者から報酬を受領することができる。

報酬金額の計算に際しては、

- (1) リーガルサービスの内容と性格
- (2) リーガルサービスに弁護士が要した時間と労作
- (3) 弁護士の経験と名声の程度

を勘案して決定される。

また、法律事務所・法律合名会社と依頼者との間で合意がなされれば、

- (1) 弁護士が当該業務に費やした時間単位での報酬
- (2) 事件、業務単位での包括的報酬
- (3) 事件、業務での訴訟金額^{*}、契約金額、プロジェクト金額
- (4) 長期契約における固定報酬（顧問契約）

で報酬金額を決定することができる。

※ 裁判の結果決定された金額のこと

貧困者、弁護士会の優遇規則に定められた優遇取扱者に対しては、法律事務所・法律合名会社は、報酬を免除または減額しなければならない（27条）。

また、報酬金額は、法律事務所・法律合名会社と依頼者の契約で決められるもの、刑事事件手続に弁護士が参加する場合には、当該弁護士の報酬は、時給5万ドンを超えることはできない（29条、Decree 25条）。

司法手続機関の要請で刑事事件手続に、法律事務所が弁護士を派遣した場合（国選弁護の場合）には、報酬と費用を当該司法手続機関から受領することができる（31条）。右報酬は、一日7万ドンで計算される（Decree 26条）。交通費、宿泊費等は、公務員と同様の基準で支払われる。弁護士は、この場合、被疑者・被告人その他関係者からその他の金員を受領することはできない。

2 費用

法律事務所・法律合名会社は、リーガルサービスの提供に要した交通費、宿泊費その他理由のある費用について、依頼人との合意に基づいて受領することができる。右費用については、会計法の規定が適用される。

3 法定報酬について

前記各法定報酬については、10パーセント以上の物価変動があった場合には、司法省と財務省が共同して政府にその改訂案を提案することとされている。

第8 弁護士会

1 弁護士会は、弁護士の職業団体である（32条）。

弁護士会の設立には、3名以上の弁護士の所属が必要とされ、右条件を充足している各省・直轄市において、地域の人民委員会が、司法省の同意を得て設立する。

弁護士会は、法人格を有し、独自のマークを有している。運営は、独立会計で、会費、会員の寄付その他の歳入で行われる。

また、各弁護士会では、それぞれ、内規について憲章が作成される。憲章には、①弁護士会の指導原理と目的、②弁護士会への加盟・脱退手続、③研修弁護士についての規則、④会員の権利義務、⑤弁護士総会の組織、運営原則、権能、⑥弁護士会運営委員会の組織、運営原則、権能、⑦褒賞綱紀委員会の組織、運営原則、権能、⑧褒賞綱紀の書式、⑨会費、⑩財務、⑪弁護士会内での告発、弾劾解決手続、⑫法律事務所・弁護士共

同事務所間の相互関係、⑬他の機関・組織との相互関係が記載されなければならない。弁護士会運営委員会は、憲章採択7日以内に、憲章を司法省に送付しなければならない。司法省は、憲章受領後30日以内にこれを承認しなければならない。司法省によって承認がなされた日から憲章は効力を有する（Decree 28条）。

また、全国規模で、弁護士を代表し、弁護士の法的権利と利益を擁護する団体として、全国弁護士会が組織される。

2 弁護士会の機能と権限

弁護士会は、以下の機能と権限を有する（33条）。

- (1) 研修弁護士の研修結果の監督と評価
- (2) 弁護士、研修弁護士の法的権利、利益の擁護
- (3) 弁護士が弁護士倫理に関する法律規則を遵守しているかの監察
- (4) 法律事務所・法律合名会社に対して、法律違反行為の即時中止を要請、また必要があれば、国家機関にその処置を要請すること
- (5) 弁護士・研修弁護士と法律事務所・法律合名会社間、法律事務所・法律合名会社相互間、依頼者と法律事務所・法律合名会社間における紛争の仲裁
- (6) 弁護士能力向上のための措置（業務経験の紹介、専門能力養成その他）の実施
- (7) 弁護士の意見と提言を国家の立法と政策の策定に反映させること
- (8) 法律の普及と教育活動に弁護士を参加させること
- (9) 弁護士会の組織、業務、所属弁護士のリストについて、司法省、当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に年次報告をすること

弁護士会の通達、決定を司法省、当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に送付すること

3 弁護士会の機関

弁護士会には、以下の機関がある。

(1) 弁護士総会

弁護士会の最高機関である。

総会は、年間1回開催されるほか、弁護士会運営委員会あるいは会員弁護士の過半数の要請があれば、特別総会が召集される。

総会の定足数は、前会員の3分の2以上の出席である。総会決議は、会員総数の過半数の賛成が必要である。

100名以上の会員弁護士がいる弁護士会は、弁護士会憲章の規定に則って、弁護士代議員会議を組織することができる。同会議は、弁護士総会の権能を有する。

弁護士総会の権能は、

- ① 弁護士会の運営委員会と褒賞綱紀委員会の委員、委員長の選任、罷免
- ② 弁護士会憲章と弁護士倫理規則の採択
- ③ 会費その他弁護士の分担金、歳入、経費の決定
- ④ その他弁護士会憲章で定められた権能

である。

(2) 弁護士会運営委員会

全弁護士会議の執行機関としての役割を有し、同委員会の委員は、全弁護士会議によって選ばれる。委員の任期は3年間である（Decree 3 1条）。

運営委員会は、委員長、副委員長、委員からなる。副委員長、委員の人数は、憲章に基づいて弁護士総会で決定される。また、運営委員会の委員の名簿を、司法省、各省・市の司法局に通知しなければならない。

運営委員会の決定は、委員の過半数の賛成が必要である。

弁護士会運営委員会の権能は、

- ① 弁護士会加盟申請の諾否の決定、弁護士会脱退の承認決定
- ② 研修弁護士の研修結果の監督評価、司法省への弁護士資格授与の推薦
- ③ 弁護士倫理規則の遵守監察
- ④ 司法省への弁護士退会事由に該当した弁護士の弁護士資格抹消の提案
- ⑤ 法律事務所・法律合名会社の業務の監督、法律事務所・弁護士共同事務所が違法行為を行えば、同行為の中止勧告を行い、必要があれば権限ある国家機関に対処を要請する。
- ⑥ 弁護士・研修弁護士と法律事務所・法律合名会社間、法律事務所・法律合名会社間、依頼者と法律事務所・弁護士共同事務所間の弁護士業務関連紛争の仲裁
- ⑦ 弁護士能力向上のための措置（業務経験の紹介、専門能力養成その他）を組織すること
- ⑧ 国家政策と立法について弁護士の意見を集め、意見と提言の集約を組織すること
- ⑨ 法律の普及と教育活動への弁護士の参加を組織すること
- ⑩ 弁護士の国際協力を図ること
- ⑪ 弁護士会の組織、業務、所属弁護士のリストについて、司法省、当該地域（省又は直轄市）の人民委員会に年次報告、半年報告をすること

弁護士会運営委員会は、弁護士会の規則、決定、通達を、司法省、関係地域（省又は直轄市）に送付する責務を有する。

(3) 褒賞綱紀委員会

弁護士会運営委員会の委員と弁護士総会で選ばれた所属弁護士によって構成される。委員の任期は弁護士会運営委員会委員と同様である。委員の人数は、憲章に基づいて弁護士総会で決定される。

弁護士会長は、本委員会の委員長を兼務する。

本委員会は合議体による多数決で決定される。

① 褒賞について

褒賞綱紀委員会は、弁護士と研修弁護士の弁護士会褒賞の種類を決定するほか、弁護士、弁護士会、法律事務所・弁護士共同事務所の国家褒賞の種類について提案する。

② 約紀について

弁護士会の懲戒の種類としては

- a) 謹責
- b) 警告
- c) 除名

があるところ、褒賞綱紀委員会は、弁護士と研修弁護士の上記の懲戒申請を検討、判断する。

4 弁護士会における所属弁護士の権利・義務

(1) 権利

- ① 弁護士会の運営委員会、褒賞綱紀委員会の委員の選挙・被選挙権
- ② 弁護士会業務について議論して投票すること、弁護士会の組織と運営に関連する事項について弁護士総会、弁護士会運営委員会に提案すること
- ③ 弁護士会の研修を受けること
- ④ 弁護士会憲章に規定されたその他の権利を享受すること

(2) 義務

- ① 法律事務所・弁護士共同事務所の設置、又は契約上の業務・活動場所を弁護士会運営委員会に報告すること
- ② 弁護士会、司法省が実施するすべての研修に参加すること
- ③ 会費を支払うこと
- ④ 弁護士会憲章に規定されたその他の義務を遂行すること

第9 弁護士に対する国家管理

1 政府は、弁護士組織と弁護士活動を統一的に管理するとされ、その所管官庁は司法省とされ、司法省は、関係省庁、政府機関と協調してその管理にあたる。

省級（省又は直轄市）の人民委員会は、権能の範囲内で、地域の弁護士組織と弁護士活動を管理するとされる。

2 国家は、以下の内容について弁護士組織と弁護士活動を管理する（37条）。

- (1) 弁護士組織と弁護士活動についての戦略と政策を策定する。
- (2) 弁護士組織と弁護士活動についての法規範文書を公布し、その実施を指導する。
- (3) 弁護士研修を組織し指導する。
- (4) 弁護士資格を授与する。
- (5) 法律事務所・弁護士共同事務所登録証を交付する。
- (6) 弁護士会の設置、解散の認可
- (7) 弁護士組織と弁護士活動についての不服申立て、弾劾の調査、検査、解決処理と法律違反の処理
- (8) 他の法律の規定と矛盾する弁護士会の規則、決定、通達の施行を中止する、又は改正を要請する。

- (9) 弁護士の発展を支援する措置を講じる。
- (10) 弁護士の国際協力活動を国家によって管理する。

3 司法省の権能

司法省は、弁護士組織と弁護士活動管理の所管官庁として、上記2記載の各活動についてその実施のための権能を有するほか^{*}、①弁護士会憲章の承認、②弁護士倫理規則のモデル案の策定、③弁護士組織と弁護士活動、弁護士活動の発展を支援するための措置についての年次報告、会報を作成するなどの権能を有している（Decree 3 3条）。

※ ただし、(5)法律事務所・弁護士共同事務所登録証の交付、(6)弁護士会の設置、解散の認可については、司法省ではなく、人民委員会又は人民委員会下の司法局の所管であるため、司法省の権能としては規定されていない。

4 人民委員会の権能

省級（省と直轄市）の人民委員会は、弁護士組織と弁護士活動の管理に関して以下の権能を有している。

- (1) 弁護士会設立許可と解散決定
- (2) 弁護士会、法律事務所・法律合名会社の組織と業務についての不服申立て、弾劾の調査、検査、解決処理
- (3) 司法省への弁護士組織と弁護士活動についての定期報告の送付
- (4) その他法律で規定された権能

5 司法局の権能

人民委員会の下にある司法局は、弁護士組織と弁護士活動の管理に関して以下の権能を有している。

- (1) 前記4記載の人民委員会の各権能の実行補助
- (2) 法律事務所・法律合名会社とその支店の登録証明書の交付と抹消
- (3) 国家機関、組織、個人に対して法律事務所・法律合名会社の登録情報を供与
- (4) 法律事務所・法律合名会社に対して業務状況について報告を要請

第10 違反行為の処理

1 非弁行為

非弁行為をした者は、行為の性質と重大さの程度に応じて、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない（40条）。

違反者には、5,000万ドン以下の罰金が課されるほか、不法収益は全額国庫に没収される（Decree 3 5条）。

2 弁護士、法律事務所・法律合名会社の違反行為

弁護士活動に従事している個人・組織が、弁護士に関するOrdinanceに違反する行為をした場合、行為の性質と重大さの程度に応じて、懲戒処分、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない。

弁護士が、

- (1) 弁護士に関する Ordinance, Decree に規定されている種類以外の弁護士活動を行った場合
- (2) 弁護士資格を他人に使用させた場合
- (3) その他の規定に違反した場合

には、懲戒処分、あるいは行政罰として警告、罰金に課されるほか、結果の重大性によっては、弁護士資格が抹消されることがある。

法律事務所・弁護士共同事務所については、

- (1) 登録証の記載範囲外の業務をした場合
- (2) 弁護士でない者に、法律事務所・弁護士共同事務所の名前で弁護士活動をさせた場合
- (3) 所管司法局に通知することなく、登録証記載内容の変更があった場合
- (4) Decree の規定に従うことなく、営業を一時休止・終了させた場合
- (5) 報酬に関する規定に違反した場合
- (6) 報告制度を遵守しないこと
- (7) 調査・検査を行っている国家機関の要請に従わないこと
- (8) その他の規定に違反した場合

には、行政罰として警告、罰金に課されるほか、結果の重大性によっては、登録が取り消される場合がある。

また、右 Ordinance の規定に違反する行為をするために、その地位と権限を濫用した者は、行為の性質と重大さの程度に応じて、懲戒処分、行政罰、刑事罰を課されるほか、損害を発生させた場合は、法律の規定に基づいて損害賠償をしなければならない。

3 不服申立て、弾劾

- (1) 行政決定、国家機関、担当者の行政行為に対する不服申立て

個人、組織は、弁護士に関する Ordinance の規定に違反し、その法的権利と利益を侵害していると信じるに足る合理的理由がある場合には、行政決定、国家機関、当該機関の担当者の行政行為に対して不服申立てすることができる。その処理は、不服申立てに関する法規の規定に基づいて行われる。

- (2) 弁護士会に対する不服申立て

個人、組織は、その法的権利と利益を侵害していると信じるに足る合理的理由がある場合には、弁護士会運営委員会、褒賞綱紀委員会の決定に対して不服申立てすることができる。

弁護士会運営委員会の決定に対する不服申立ては、弁護士会会长によって処理される。弁護士会褒賞綱紀委員会の決定に対する不服申立ては、同委員会委員長によって処理される。

右弁護士会会长又は弁護士会褒賞綱紀委員会委員長によって処理に不服がある場合には、省級（省又は直轄市）の人民委員会委員長がその処理を行う。

右人民委員会委員長の処理に不服がある場合には、さらに司法大臣に不服申立てるか、行政裁判所に訴訟を提起することができる。

(3) 弹劾

個人は、弁護士に関する Ordinance に違反している国家機関の行為を弾劾することができる。弾劾の処理については、弾劾に関する法規の規定による。